

近畿地方整備局 入札監視委員会（第二部会） 令和2年度第2回審議概要

開催日及び場所	令和3年3月4日（木） 神戸地方合同庁舎 6階 局議室（WEB会議）	
委員	大辻 俊介（大辻公認会計士事務所、DCT税理士法人 公認会計士・税理士） 澗 圭吾（神戸大学大学院法学研究科教授 第二部会長） 森川 英典（神戸大学大学院工学研究科教授 今回抽出担当者） （五十音順）	
審議対象期間	令和2年4月1日 ～ 令和2年9月30日	
審議事項	総件数	（備考）
①抽出案件	7件	[抽出件名]
<工事>		
一般競争入札方式（政府調達協定適用対象）	1件	・大阪港北港南地区航路・泊地（-16m）等浚渫工事
一般競争入札方式 （政府調達協定適用対象外）	1件	・和歌山下津港海岸（海南地区）船尾南護岸等築造工事
一般競争入札方式 （政府調達協定適用対象外）	1件	・柴山港柴山地区外防波堤（西）基礎工事
<業務>		
簡易公募型プロポーザル方式	1件	・姫路港広畑地区岸壁（-14m）等事業効果検討業務
簡易公募型競争入札方式	1件	・和歌山下津港海岸（海南地区）内海護岸等施工方策検討業務
簡易公募型競争入札方式	1件	・大阪湾における海域環境改善施策等モニタリング調査
<物品役務>		
一般競争入札方式	1件	・大阪港灯浮標等保守点検
報告事項	①発注状況報告 ②指名停止措置の運用状況報告 ③談合疑義事実の選定に関する基準に該当した案件の発生状況報告 ④再度入札における一位不働状況報告 ⑤低入札価格調査制度調査対象工事の発生状況報告 ⑥一者応札の発生状況報告 ⑦不調・不落の発生状況報告 ⑧高落札率の発生状況報告	（備考） ・①～⑧について、整備局資料に基づき説明を行った。

	意見・質問	回 答
委員からの意見・質問、それに対する回答等	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による意見の具申又は勧告の内容	なし	

意見・質問	回答
<p>【審議事項】</p> <p>1. 一般競争入札方式（政府調達協定適用対象）</p> <p>「大阪港北港南地区航路・泊地(-16m)等浚渫工事」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定JVとは何でしょうか。 ・参加資格要件に客観点数が950点以上とございますが、この数字は何か意味のある数字なのでしょう。 ・今回の参加申請者は全者客観点数が950点を大きく超える点数の企業ではございますが、950点という設定で品質確保の観点は大丈夫でしょうか。 ・客観点数につきましては、企業の実績等の企業の評価のみによって算出されるものでしょうか。 ・技術提案の評価基準に関して、「履行の確実性」とは過去の実績に基づいて評価するのでしょうか。 ・新たな技術提案の内容とは、今までにない内容として新しい技術提案という意味でしょうか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・特定の工事の施工を目的に2者又は3者の企業により工事毎に構成される企業体を意味します。 ・本省より資格要件に関する点数が明示されておりますので、それに従って950点以上と設定しております。 ・資格要件につきましては、客観点数のみならず、工事の難易度も考慮の上判断しておりますので、品質確保の面は問題が無いと考えております。 ・港湾等浚渫工事における客観点数につきましては、企業の実績に基づく点数の外、船舶の保有状況も点数の加算要素として含まれております。 ・過去の同種工事につきましても、考慮要素には入っておりますが、新たな技術提案を基に履行の確実性を判断しております。 ・本工事にて新たに申請者より提案された内容という意味です。

意見・質問	回答
<p>2. 一般競争入札方式（WTO対象外）</p> <p>「和歌山下津港海岸（海南地区）船尾南護岸等築造工事」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・技術提案の評価について◎+と評価することはございますでしょうか。 ・20点はかなり高いレベルということであり 	<ul style="list-style-type: none"> ・特に優れた技術提案につきまして◎+をつける事となっておりますが、6段階評価の6（満点）はかなり高いレベルを想定しておりますので、満点評価することは少なくなっております。 ・オーバースペックについては近畿地方整備局港湾

<p>ますが、オーバースペックになるおそれはないでしょうか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・技術提案がオーバースペックに該当すると判断した場合、「-」と評価され、0点となるのでしょうか。 ・では、申請者側からすると優れた提案とオーバースペックとなる提案は紙一重で有り、オーバースペックと判断され0点となってしまうリスクを避けるため、無難な提案をするに留まってしまうため、業者に対する萎縮効果に繋がるのではないのでしょうか。 ・技術提案によって大きな差が生じないということになりますと、技術者評価と価格によって差をつけるしかないですね。 	<p>空港部HPにて公表をしておりますので、申請者にはその点を留意の上で提案を頂いております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・その通りです。 ・その一面もあるかと思えます。 ・はい。
---	---

意見・質問	回答
<p>3. 一般競争入札方式（WTO対象外） 「柴山港柴山地区外防波堤（西）基礎工事」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今回入札参加者は2者ですが、過去に2者以上が参加していることはございますでしょうか。 ・データベースによる競争参加有資格者対象数が45者とありますが、入札参加業者は2者しかいないことについてどうお考えでしょうか。 ・新規参入のために工事内容や要件等で工夫を行うことは難しいでしょうか。 ・他の評価点については、2者間に差が生じているにもかかわらず、施工体制評価点については2者共に30点満点となっていることにつきまして、理由がございましたらご教授下さい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・昨年度の同一工事に関しましては5者の参加申請がございました。 ・データベース上は45者の対象者を確認したものの、実際に本件工事に対する意欲のある者は少なく、加えて専門性が要求されているため、新規業者の参入が難しいと考えられ、その結果入札参加業者が2者となったものと考えております。 ・難しいと考えております。 ・施工体制評価点につきましては、開札後に各入札参加者へヒアリングを実施しており、そこで問題がないと認められた場合は30点をつけておりますため、2者共に30点満点という結果となりました。

意見・質問	回答
<p>4. 簡易公募型プロポーザル方式</p>	

「姫路港広畑地区岸壁（-14m）等事業効果検討業務」

- ・業務件名に「岸壁等」とありますが、本業務は岸壁のみを対象としているのでしょうか。
- ・本業務の内容についてご教授下さい。
- ・建設費用は含まれておりますでしょうか。
- ・技術提案書提出要請者の特定結果につきまして、3者とも評価テーマ1の点数と評価テーマ2の点数が同じとなっておりますが何か理由がございますでしょうか。
- ・技術提案内容の要約を行った資料につきまして、落札者の提案内容が他者に比べて多く記載されておりますが、提案内容に項目数の制限はございませんか。
また、落札者は提案内容が多く記載されており、かつ評価点が高いため、提案について書けば書くほど点数が高くなるということでしょうか。
- ・技術提案に対する評価としてX～Z者の3名が行っておりますが、3名の間に具体的な評価基準などはございますか。
- ・評価者間、企業間で評価点に差異が生じることでより良い評価へ繋がると考えておりますが、いかがでしょうか。

- ・本業務は、姫路港広畑地区の岸壁、臨港道路広畑線及び網干沖線を含めた姫路港広畑地区全体の事業を対象としております。
- ・姫路港における当局の事業効果によって、どの程度輸送費の削減や輸送時間の短縮等便益が発生するのかについて、事業コスト等比較・検討するものでございます。
- ・B/Cのコストに含まれております。
- ・評価テーマ1と評価テーマ2は全く異なったものを設定しておりますので、全く別のものとなっております。
今回の評価結果の点数につきましては、偶然同じ点数となったものであり、特に理由等はございません。
- ・本資料につきましては、技術提案の内容を要約したものでございますので、箇条書きで提案の要旨を表現しております。
提案につきましては、2つのテーマについて求めています。そのテーマに対する提案・意見を書けば書くほど点数が高くなるということはありません。
- ・基準としましては、資料にも記載しております評価の着目点に基づいて評価を行っております。
なお、所内でも評価が3者間で2つ以上離れたものがある場合は評価者間で確認を行っております。
- ・ご意見の通りです。

意見・質問	回答
<p>5. 簡易公募型競争入札方式 「和歌山下津港海岸（海南地区）内海護岸等施工方策検討業務」</p>	

<ul style="list-style-type: none"> ・本業務の評価について、落札者と入札参加者との間に50点以上の差がついていますが、こういった事例はよくあることでしょうか。 ・技術提案の内容で大きく差が生じたと考え、企業の提案任せのような状態が生じているということでしょうか。 ・落札者と入札参加者の提案内容で差がついた部分に関してご教授下さい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・本業務の評価につきましては、予定技術者の経験及び能力、実施方針・実施フロー・工程計画・その他、評価テーマに対する技術提案をそれぞれ評価してその合計点を評価点として算出しております。今回の評価結果につきましては、上記3項目で全て落札者が入札参加者と比較して高い点数をとっておりますのでこのような点数差が開いております。 ・今回に関しましては技術者表彰の部分で既に20点近く差が生じておりますので、完全に技術提案の内容のみで差が生じたとは考えておらず、企業の提案任せにはなっていないと考えております。 ・入札参加者の技術提案に関しましては、標準的な内容を提案していたに過ぎなかったのですが、落札者の提案内容に関しましては、FLIP解析による流出渠延伸部の耐震性能照査に関する提案を高く評価しており、標準的な内容とは一線を画した内容となっております。
--	---

意見・質問	回答
<p>6. 簡易公募型競争入札方式 「大阪湾における海域環境改善施策等モニタリング調査」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本業務の評価について、落札者と入札参加者との間に40点以上の差がついていますが、こういった事例はよくあることでしょうか。 ・本業務の技術提案で差がついた部分に関してご教授ください。 	<ul style="list-style-type: none"> ・本業務の評価につきましては、予定技術者の経験及び実施方針等をそれぞれ評価してその合計点を評価点として算出しております。今回の評価結果につきましては、予定技術者の経験で20点の差がついており、また技術提案に関しましても20点近くの差がついておりますので結果的にこのような点数差が開いております。 ・落札者の業務理解度、重要事項の指摘とその対応について高く評価しております。具体的には、調査地点の状況に応じた精度の高い現地調査と窪地の特徴に応じた整理と取りまとめを行っていた点を目的、条件、内容を正しく理解していたとして高く評価しております。

意見・質問	回答
<p>7. 一般競争入札方式 「大阪港灯浮標等保守点検」</p>	

<ul style="list-style-type: none"> ・ 例年 1 者入札ですか。 ・ 今回 1 者のみの入札となった理由につきましてご教授下さい。 ・ 幅広く業者が参加できるように、参加要件を緩和する余地はございませんか。 ・ 本業務の落札率が低い理由についてご教授下さい。 ・ 本業務は低入札価格調査の実施を行っていませんが、理由をご教授下さい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 過去 5 年は 2 者入札が多く、その 2 者のうちどちらかが落札しておりました。 ・ 入札説明書のダウンロードを行った業者は落札業者を含め 2 者であったのですが、もう 1 者へのヒアリングを行った所は、技術者の体調不良により業務が請け負えないとの報告があり、結果 1 者入札となっていました。 ・ 可能な限り前広に業者が参加出来るように、現状既に業務実施のための最低限の要件（標識灯の点検業務実績）しか設定しておりませんので、これ以上の緩和措置は困難な状況でございます。 ・ 本件は価格競争であり、入札価格のみにより落札者が決まることから、落札率が低いのは入札業者の企業努力によるものと思われます。 また以前、今回の落札者は価格競争で落札出来なかったことがあることもまた、落札率が低くなった要因かと思われます。 ・ 低入札調査は、予定価格が 1, 0 0 0 万円を超える案件が対象となり、本件は対象外のため、調査基準価格は設定しておらず、またそれに基づく低入札価格調査は実施していません。（予算決算及び会計令第 8 4 条）
--	---

意見・質問	回答
<p>8. 【報告事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 発注状況報告 ② 指名停止措置の運用状況報告 ③ 談合疑義事実の選定に関する基準に該当した案件の発生状況報告 ④ 再度入札における一位不調状況報告 ⑤ 低入札価格調査制度調査対象工事の発生状況報告 ⑥ 一者応札の発生状況報告 ⑦ 不調・不落の発生状況報告 <p>・ 不調・不落の発生件数につきまして、道路ではかなり頻繁に発生しているところ、港湾では少ないですが、通常この程度の発生率でしょうか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ⑧ 高落札率の発生状況報告 	<p>・ 統計的に不調・不落の発生率が何%であるかというデータはございませんが、港湾での発生率は道路に比べて低いと認識しております。</p>

<p>・役務の提供等及び物品の製造等に係る入札方式別発注業務一覧に関して、落札率が100%となっている理由についてご教授下さい。</p> <p>・つまり落札率というのは、表記上このように表現しているという事でしょうか。</p>	<p>・物品役務の場合は事前に業者より現場実態に基づく「見積り」と、公表しており標準的な歩掛りである「積算基準」の2つをもとに積算を行い、予定価格を算出しているため、業者側もその双方の数値を把握しており、「見積り」で積算を行っている部分があるため、積算額と入札額に乖離が生じにくくなっており高落札率となったのではないかと考えております。</p> <p>・その通りです。</p>
---	--

意見・質問	回答
9. 全体を通して	特になし